

第2章 『次の内閣』の活動

15 復興

2011年3月11日に多くの命が失われ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生してから、2016年で5年を迎えた。被災した東北各地が国や全国各地の皆様からの支援と協力のもと復旧・復興に懸命の努力を続けている中、民主党・維新の党の統一会派、そして民進党は被災者に寄り添って、被災地再生をやりとげるため、全力を傾注してきた。

大震災5年以降も全力で復興に取り組む

2016年3月11日、東日本大震災から5年を迎えた。民主党は「東日本大震災から5年を迎えるにあたって」、維新の党は「東日本大震災から5年を迎えての党声明」を、それぞれの党首名で発表し、復興に全力を尽くしていく姿勢を打ち出した。

民主党・維新の党の統一会派の復興合同部門会議においては、新党結党後も引き続き、東日本大震災からの復興に全力で取り組むことを確認した。また、『次の内閣』復興部門会議だけでなく、党の運動体として、東日本大震災復旧・復興推進本部、東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部が設置された。

東日本大震災からの復興、福島再生に向けては、二つの本部・復興部門会議の三位一体で、最大級の取り組みをしていく体制が構築された。

参議院選挙公約・政策集の取りまとめ

第24回参議院通常選挙に向けて、復興に係る選挙公約・政策集の取りまとめに精力的に取り組んだ。

二つの本部、復興部門会議でたたき台を作成



2016.4.11
被災3県で復興加速4法案に関する
意見交換会を開催



2016.5.14
復興加速4法案を衆議院に提出

し、被災3県や、東北地方自治体議員フォーラムとの意見交換などを経て、5月に復興に係る政策を取りまとめた。

「集中復興期間」(5年間)に続く2016年度以降の5年間も、地域の声を十分に踏まえ、全額国庫による負担を原則とすることなどを盛り込んだ。

民主党政権下では、復興交付金、特別交付税さらにはグループ補助金、企業立地補助金、二重ローン対策など前例のない財政支援等が行われてきたが、安倍内閣が全額国庫負担の原則を取りやめ、地方に負担を求める方策に転換したことを踏まえたものである。

復興加速4法案を提出

2016年3月11日から復興創生期間に入ったが、復興は道半ばである。民進党は、二つの本部と復興部門会議が合同で、復興を加速させるための復興加速4法案の検討に入った。被災3県で意見交換会を行い、法案の取りまとめを行った(詳細 p.39)。

民進党、共産党、生活の党、社民党は、野党4党共同で、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。

また、民進党単独で「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案」、「東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案」を衆議院に提出した。

復興4法案は衆議院で審議されることなく、継続審議となった。